

集団指導対象事業者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導の実施について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび障害福祉サービス等の適正実施に向け、次のとおり集団指導を実施いたしますので、御多忙中とは存じますが、必ず御出席くださいますようお願いいたします。

1 日時

<平成31年9月25日（水）>

	時間	対象事業	事業所所在地
1	9:30~12:00	B	川崎区、幸区、中原区
2	13:00~15:30	A	川崎区、幸区、中原区
3	15:40~17:15	D	市内全域

<平成31年9月26日（木）>

	時間	対象事業	事業所所在地
4	9:30~12:00	B	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
5	13:15~17:00	E	市内全域

<平成31年9月27日（金）>

	時間	対象事業	事業所所在地
6	9:30~12:00	A	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
7	13:30~17:00	C	市内全域

A：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、（地域生活支援事業）移動支援、日中一時支援、生活サポート

B：生活介護、療養介護、自立訓練、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、就労定着支援、短期入所、施設入所支援

C：共同生活援助

D：相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

E：児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 受付は開始時間の10分前からとなります。

2 場所

第4庁舎2階ホール（会場案内参照）

3 出席者（1事業所につき2名まで）

管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、又は請求事務を行う職員、等

4 内容（予定）

各種届出について、給付費の算定について、請求事務について、及び事故報告について、等

5 出席票について

別紙出席票に必要事項を御記入の上、プリントアウトしたものを当日、受付に御提出ください。
事前に FAX をお送りいただく必要はございません。

6 当日の持ち物【資料】について

資料は当日には配布いたしません。9月20日（金）頃までに、インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の【書式ライブラリ】→【3. 川崎市からのお知らせ】に掲載いたしますので、各自御用意の上お持ちください。

7 当日の質問

会場では御質問をお受けいたしません。集団指導終了後に、別紙「FAX 質問票」に質問事項等を御記載の上、FAX にて御提出ください。後日、取りまとめて回答します。

< FAX 送信先 >

健康福祉局障害計画課事業者指導担当 宛て

FAX 044-200-3932

8 その他

当日は、資料と出席票をお持ちください。受付にて出席票は回収いたします。

お越しの際は、電車やバス等の公共交通機関を御利用くださいますよう、お願い致します。

(障害計画課事業者指導担当)

電話 044-200-0082

FAX 044-200-3932

【会場案内】

■ 川崎市役所第4庁舎2階ホール

〒 210-0004

川崎市川崎区宮本町3-3

(JR川崎駅から 徒歩約10分)



【お願い】

・お越しの際は、電車やバス等の公共交通機関をご利用ください。

平成31年度 川崎市指定障害福祉サービス事業者等集団指導 出席票

(注1)この書式をプリントアウトしたものを、当日、受付に提出してください。

(注2)この書式は出席者ごと、及び出席回ごとに1枚作成してください。

(注3)同一回に2名参加の場合は、各出席者の分を作成してください。(計2枚作成)

事業所番号									
法人名									
事業所名称									
電話番号	()	—							
出席者氏名									

●出席回

<平成31年9月25日(水)>

	時間	対象事業	事業所所在地区	出席【○】
1	9:30～12:00	B	川崎区、幸区、中原区	
2	13:00～15:30	A	川崎区、幸区、中原区	
3	15:40～17:15	D	市内全域	

<平成31年9月26日(木)>

	時間	対象事業	事業所所在地区	出席【○】
4	9:30～12:00	B	高津区、宮前区、多摩区、麻生区	
5	13:15～17:00	E	市内全域	

<平成31年9月27日(金)>

	時間	対象事業	事業所所在地区	出席【○】
6	9:30～12:00	A	高津区、宮前区、多摩区、麻生区	
7	13:30～17:00	C	市内全域	

- A：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、（地域生活支援事業）移動支援、日中一時支援、生活サポート
 B：生活介護、療養介護、自立訓練、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、就労定着支援、短期入所、施設入所支援
 C：共同生活援助
 D：相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）
 E：児童発達支援、放課後等デイサービス